

別添5 標準契約書に定める工事監督員が行う協議、措置等

標準契約書 関係条項	内 容	条 件	協議、措置等	業務報告	備 考
第3条 第6条 第9条 第10条	工事工程表 請負代金内訳書 下請負人の通知 現場代理人等 履行報告	受注者から ・工事工程表（第23号様式） ・請負代金内訳書（第24号様式） ・下請負人選定通知書（第25号様式） ・現場代理人等選定通知書（第27号様式） ・工事月報（工程管理様式1） の提出があったとき		監督要領第4条の規定により処理する	
第11条	工事関係者に関する措置要求	現場代理人等が工事の施工又は管理に著しく不適当であると認められるとき	必要な措置をとるべきことを請求する	監督要領第4条の規定により処理する （第28号様式「工事関係者措置請求上申書」による）	
第12条	工事材料の品質及び検査等	設計図書に工事監督員の検査・確認を受けて使用することを明示し、受注者から請求があった場合	請求を受けた日から7日以内に応じ、その結果を記録する 不合格の場合は、現場外に搬出することを指示する	応じることができない場合で工程の調整ができない場合は、監督要領第4条の規定により処理する	左以外で現場外搬出を指示した場合は、耕地課長等まで、それ以外の場合は係長まで報告する。
第13条	工事監督員の立会い	設計図書に調査又は見本検査、施工について工事監督員の立会いを明示し、受注者から請求があった場合	請求を受けた日から7日以内に応じる（応じることができない場合は、材料の調査又は施工の記録を請求し、確認する）	応じることができない場合で重要な部分の施工については、監督要領第4条の規定により処理する	
第14条	支給品及び貸与品	支給品及び貸与品の引渡し時 当該検査の結果、品名、数量、品質、規格、性能が設計図書の定めと異なり、使用が適当でないと認められたとき	当該支給品及び貸与品の検査を行う	監督要領第4条の規定により処理する	
第16条	設計図書不適合の場合の改造	工事の施工部分が設計図書に適合しない場合 （設計図書に適合しないとは、 ・規格値を満足せず工事目的物の機能及び安全上支障がある場合 ・設計図書の指定に違反し、工事監督員の立会い又は検査を受けずに施工した場合で、設計図書に明らかに適合しないと認められ、かつ工事目的物の機能及び安全上支障がある場合） 設計図書に工事監督員の検査・確認・立会い（調査、見本検査、施工）について明示したが、この規定に違反した場合	改造を請求する（相当の理由、必要がある場合は破壊検査ができる） 必要がある場合は、破壊検査することができる	特に重要と認められるものについては、監督要領第4条の規定により処理する	特に重要とは、構造面、用途面から契約の目的に影響を与える場合をいう。 左記以外の場合は、耕地課長等まで報告するものとする。
第17条	設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等	設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等の事実について通知を受けたとき、又は自らその事実を発見したとき	現場代理人の立会いの上、調査を行い、調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する （第34号様式「現場不符合等確認報告書」による）	
第18条	設計図書の変更	設計図書の変更の必要があると認められるとき（第17条第5項の規定によるものを含む）	変更設計図書の作成を行う	監督要領第4条の規定により処理する （第35号様式「設計変更上申書」による）	

標準契約書 関係条項	内 容	条 件	協議、措置等	業務報告	備 考
第19条	工事の中止	天災等により損害を生じ、 又は工事現場の状態が変動 し工事の施工ができないと 認められるとき	事実を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第40号様式「工事一時中止上申書」による)	

標準契約書 関係条項	内 容	条 件	協議、措置等	業務報告	備 考
第20条	受注者の請求による工期の延長	受注者の責めに帰さない理由により工期の延長の請求があったとき	その事情を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第45号様式「工期延長副申書」による)	
第21条	発注者の請求による工期の短縮等	特別な理由により工期短縮や他の条項により工期延長が必要となった場合		監督要領第4条の規定により処理する (第35号様式「設計変更上申書」による)	
第22条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	国内に賃金水準、物価水準の変動により請負代金額が不相当と認められ、受注者から請負代金額の変更の請求があったとき	変動後残工事代金額の算定を行う	監督要領第4条の規定により処理する	※契約締結日から12月を経過した工事に適用する
第25条	臨機の措置	災害防止等のため措置することが必要であると認められるとき	現場の状況を確認し、受注者がとる措置について指示する(緊急やむを得ず受注者がとった措置については、直ちに確認する)	重要なものにあつては、監督要領第4条の規定により処理する	重要なものとは、 ・第三者に影響を与える ・工事目的物に支障がある ・発注者の費用負担がある場合をいう
		災害防止その他工事の施工上特に必要であると認められるとき 受注者がとった措置に要した費用が請負代金額の範囲で負担することが適当でないと認められるとき	受注者に措置を請求する 内容を審査し、変更設計図書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する (第35号様式「設計変更上申書」による)	
第26条	一般的損害	工事目的物等について引渡しを受ける前に損害が発生したとき	事実を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第57号様式「損害発生報告書」による)	
第27条	第三者に及ぼした損害	工事の施工に関連して第三者に損害を与えたとき	事実を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第57号様式「損害発生報告書」による)	
第28条	不可抗力による損害	不可抗力により工事目的物等に損害が生じ、受注者から通知があったとき	直ちに現場代理人の立合いのうえ、調査を行い、その事実を確認したときは、確認書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する (第60号様式「発生損害確認報告書」による)	
		受注者から損害による費用の負担の請求があったとき	内容を審査し、変更設計図書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する (第35号様式「設計変更上申書」による)	
第30条	工事の完成	受注者から工事完成通知書の提出があったとき		監督要領第4条の規定により処理する	
第43条	発注者の解除権	正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着工しないとき	事実を調査する	遅滞なく監督要領第4条の規定により処理する	
		受注者の責めに帰す理由により工期内に工事を完成しないとき又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき			
		第5条一括下請けの禁止又は第16条設計図書に不適合の場合の改造義務の規定に違反したとき			
		第9条現場代理人等に掲げる者を設置しなかったとき			
		契約に違反し、契約の目的を達することができないとき			

標準契約書 関係条項	内 容	条 件	協議、措置等	業務報告	備 考
		第45条受注者の解除権に 規定する理由によらずに契 約の解除を申し出たとき			